

さめうら湖周辺整備基本計画策定業務特記仕様書（案）

1 業務名

さめうら湖周辺基本計画策定業務

2 委託業務内容

「さめうら湖周辺整備基本計画策定業務共通仕様書 1. 目的」を達成するための基本計画を策定するもので、その策定にあたっては、さめうら湖周辺地域および嶺北高校カヌー部の現状と課題を把握し、教育施設およびスポーツ振興、観光等の観点から嶺北地域が目指すべき方向を整理し、その目指すべき姿に向けた施設整備の計画を提案するものであること。

さめうら周辺地域における未来志向の戦略について、基本的な計画及び関係者と協働した戦略を整理したうえで、施設の必要性や位置づけについてまとめるものであること。

3 委託業務範囲

計画策定にあたり、検討・実施する業務の範囲は次のとおりとする

また、業務の詳細については、選定事業者の提案を基に、協議のうえ決定するものであること。

- (1) 地域資源の基礎調査の実施及び活用方針に関する基本方針の策定
- (2) さめうら湖周辺の施設整備に向けた現状把握と問題点等の整理及び拠点整備計画の策定
- (3) さめうら湖周辺地域活性化の運営支援

業務範囲については、業務の成果として最低限の仕様を参考として示すものであり、提出者の技術提案内容を制限するものではない。したがって、業務範囲以外に必要な調査事項及びその手法、検討すべき内容等があれば、技術提案として提案しても構わない。

なお、その提案内容の実施に係る費用については、見積書の金額に含めること。

4 委託業務範囲の個別事項

- (1) 地域資源の基礎調査の実施及び活用方針に関する基本方針の策定

豊かな自然環境、カヌー、嶺北高校、歴史文化、地域行事・イベント、林業等の地域資源を総点検し、地域の強み、弱みを整理の上、活用に関する基本方針の策定をする。

※手法については土佐町等と協議すること。

- (2) さめうら湖周辺の施設整備に向けた現状把握と問題点等の整理及び拠点整備計画の策定

- (1) の基本方針を踏まえさめうら湖周辺の施設整備について、次のとおり検討すること。なお、カヌー施設を整備した場合における収納倉庫およびスポーツ振興施設としてのみならず、交流拠点として集客、滞在、集会、休憩等の可能性も検討すること。

ア 現状把握

土佐町とともに現地調査を行い、利用等の状況を把握する。

イ 問題点等の整理

アで得られた調査を基に特徴等をまとめ、問題点等を整理すること。

ウ 上位関連計画との整合性

問題点等の整理にあたり、次の計画等と整合性を図ること。

(ア) 高知県土佐町まち・ひと・しごと創生総合戦略

エ 拠点整備計画の策定

拠点整備計画の策定にあたっては、嶺北高校カヌー部の学生および指導者の観点、町外観光客のスポーツ振興、観光、交流促進の観点に重点をおいて、次の内容について整理すること。

(ア) テーマ

さめうら湖周辺整備の基本的な考え方（コンセプト等）を提示すること。

(イ) さめうら湖周辺整備事業基本構想

テーマに基づき、必要な機能及び施設整備に必要な方針等を検討してまとめること。

(ウ) さめうら湖周辺整備事業基本計画図（イメージ図）

基本計画を基に、必要な機能及び建築設計に必要な基本要件や構造、施設の配置等を平面図、イメージ図等としてまとめること。

(エ) 全体工程案

基本計画における全体のスケジュールをまとめ、施設整備の優先度を提示すること。

(オ) 事業費の検討

基本計画に基づき、必要な概算事業費を算出すること。

(カ) 事業化手法の検討

基本計画を基に、現実的な運営手法を検討すること。

7 成果品等

- (1) 基本計画書（A3版カラー）2部
- (2) 上記基本計画書概要版（A3版カラー）2部
- (3) (1) (2)に掲げるもの及び使用資料等の電子データ一式（CD等）正・副2枚

(4) 上記のほか、受託者が委託業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、土佐町が必要と認めたもの。

8 著作権等

成果品に関する著作権は土佐町および受託者に帰属するものとし、その利用及び発表は土佐町において自由に行うことができるものとする。

9 検査

本業務は、成果品を納品し、土佐町の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、土佐町の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

10 支払方法

本業務の支払いについては、業務完了検査終了後、請求書に基づき一括して支払う。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再請負の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、土佐町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者（再請負を受けた者に含む。）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(4) 必要とされる根拠法令

本業務を行うに当たり必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

12 その他

(1) 業務の進捗について本町から報告を求められたときは速やかに報告すること。

また、本業務を適正かつ円滑に進めるため、受託業者は本町と必要に応じて協議、打合せを行う。本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議すること。

(2) 業務には、提案に基づき、十分な経験と知識を有する者を配置すること。

- (3) 請負期間中は、請負業務全般を把握している担当者を置き、土佐町との連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。
ただし、本町が所有し業務に利用できる資料は貸与する。貸与にあたっては、本町の指示に従うこと。また、貸与を受けた資料については、その一覧を作成のうえ、本町に提出し、業務完了時に返却をすること。
- (5) 契約金額には、本契約の履行に必要な一切の経費を含むものとする。
- (6) 請負業務の実施に当たっては、原則土佐町役場において打合せを行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、双方協議の上定める。